

新聞・雑誌総合目録データベース維持管理に関する規程

長野県図書館協会公共図書館部会

(目的)

第1条 この規定は、県立長野図書館（以下「県立図書館」という。）及び県内公共図書館（以下「図書館」という。）が保有する新聞、雑誌等の逐次刊行物の有効利用を図るため、相互協力により新聞・雑誌総合目録データベース（以下「データベース」という。）を維持管理することを目的とする。

(新聞・雑誌の範囲)

第2条 新聞・雑誌の範囲は、県立図書館及び図書館が収集、保存するすべての新聞・雑誌等逐次刊行物とする。ただし、その図書館が図書資料として受入れたものは除く。

(データの登録)

第3条 データの登録は、県立図書館がコンピュータに入力して維持管理を行うものとする。

(登録の時期)

第4条 登録の時期は、次項により図書館から報告があったときとする。

2 図書館は、新聞・雑誌等を新たに受入れたとき、受入れを中止したとき、タイトル等に変更があったとき、保存年限等を変更したとき及び除籍したときは、県立図書館へ報告するものとする。

(報告の方法)

第5条 報告の方法は、次の各号により行うものとする。

(1) 報告事項

雑誌名、出版社(者)、出版地、刊行頻度、保存年限、収集・保存開始巻号、収集・保存最終巻号（継続中の雑誌は不要）、雑誌流通コード、ISSN

(2) 報告様式

様式第1号、第2号及び第3号

(3) 報告先

県立長野図書館（〒380-0928 長野市若里 1-1-4）

(経費)

第6条 県立図書館は、データベースの維持管理に係る費用を負担するものとする。

ただし図書館が県立図書館へ報告するために要する費用は、その図書館の負担とする。

(目録)

第7条 県立図書館は、必要に応じて目録を作成し、配付するものとする。

(協議)

第8条 この規定に定めのない事項については、その都度公共図書館部会幹事会の議を得て別に定めるものとする。

附則

1. この規定は、平成11年4月1日から施行する。

2. データベースの初期データは、平成8年4月1日現在の長野県公共図書館新聞・雑誌総合目録により県立図書館において入力する。